5 病 防 第 5 7 号 令和 5 年 1 2 月 1 3 日

関係機関・団体代表者 様

福島県病害虫防除所長 (公印省略)

植物防疫法第29条第1項の規定に基づくトマトキバガの防除について (通知)

国内産地に侵入・まん延のおそれがある侵入警戒有害動植物の1種であるトマトキバガについては、県内で初めて発生が確認されたことから、令和5年8月22日付け特殊報第1号により、注意を喚起したところです。本県で被害が想定される作物のうち、トマト及びミニトマト以外は本種の適用農薬がないため、植物防疫法第29条第1項の規程に基づき、他害虫に適用があり本種にも有効な農薬を掲載した経緯があります。

今般、別紙写しのとおり、令和5年11月28日付け5消安第4912号、消費・安全局植物防疫課長通知により、特殊報第1号に掲載した表2~5の農薬は、トマトキバガ対象に使用できなくなりましたので、留意願います。

今後は、本種の適用農薬のみを使用することになりますが、令和5年12月8日現在、 ナス、ピーマン、バレイショ及びサヤインゲンに発生が認められた際に使用できる農薬 がありませんので、発生確認時には病害虫防除所までお問い合わせください。